

鮎走区長文書

寺田治一郎氏翻刻

粟田口大納言平朝臣光盛卿

御家臣芥見左小弁様

御直庄 安元二年 庄司判 (一一七五年)

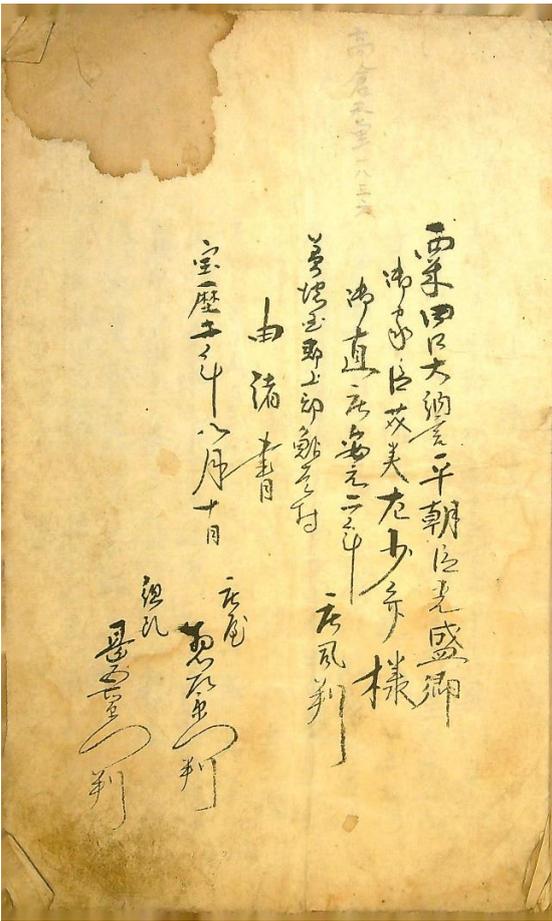
美濃國郡上郡鮎走村

由緒書

宝曆二年八月十日

庄屋 惣左衛門判
組頭 甚五右衛門判

(森弘美氏所蔵)



鷲見大鑑は小左衛門に伝わり上巻は系図と軍忠状で、下巻は鷲狩り伝説が載っている。この写しは寺田治一郎氏によって翻刻され、鮎走区長文書の中に収められているが、伝説のストーリーが異なっている。

鷲見大鑑 寫序

「鷲見大鑑(箕島小左衛門蔵)は鷲見殿(藤原頼保)の事績を主として録したるものなれば鮎走村には関係する事少なけれ共郷土史探究の上に参考となる事もありやと思ひ寫し置くものなり。書中鷲退治に異説ある事(事)興味深きものあり。」

美濃国芥見之庄

鷲見大鑑並系圖

美濃国郡上郡鷲見郷相傳次第藤原不比等七十代大納言 □頼二テ

藤原朝臣頼保 重保 家保 諸保

二男藤三郎 五男長保 忠保 森保 女保憲

行保 藤三郎 鷲見藤三郎

芥見莊長山彦五郎以御差紙永賜之

本主河内判官通賜之

井深莊石村 本主但島前司通賜之

鷲見郷河西 糟屋孫六本主加賀丸

河内判官秀澄(吾妻鑑第二承久三)この系図では森保を加賀丸にあてている。だから軍忠状は父忠保までのことしか書いてないのでは。

① (この番号は長善寺文書の順番)
守護所下

藤三郎

驚見郷下司字郡上三郎 間

家保

右件家保今月四日可申賜武藏守殿御消息云

郡上三郎今度鎌倉□付御共令上洛之上□件相傳之由云々 早相

尋次第證文可令安堵之由□之間□

證文明白也。仍而安堵之由下知

承久三年七月 日 御判

守護所源

②

美濃国御家人驚見□三郎入道寶佛銘大番行事たり安吉郎方七月

一日至八月十五日三□諸安 由八月十六日至九月三十日 内裏

二条西土御門□物仕候 仍而執達如件

八年十月四日 左衛門殿 書判

沙彌

左衛門

③

美濃国御家人郡上郡驚見藤三郎忠保下賜□令旨之門

五月八日馳参九日近江国馬□山依レ致合戦^{ヤレ不見}若党森五郎忠保

討死同令弟七郎重保^{左膝被射}之条御実檢之上^{ヤレ不見}賜御判可 後證

之龜鏡保以□此旨可有御被露恐々謹言

元弘三年五月十二日 藤原忠保 上

進上御奉行所見及 御書判

④

美濃国御家人郡上郡驚見藤三郎忠保五月二十七日令馳参候以旨

可有御被露候

元承三年六月二日 藤原忠保

進上 御奉行所 承了 御判

⑤

美濃国郡上郡御家人驚見藤三郎忠保代驚見弥八常家右着到 如

件

建武三年六月廿三日 御判

⑥

美濃国郡上郡御家人驚見藤三郎忠保 馳参洲俣土岐左近藏人殿

属レ御手今月十四日森山合戦同十六日宇治庄馳参畢同十七日十

八日十九日西阪本中尾致合戦忠節候然者為後證下賜御一見状仕

候勇言上如件

建武三年六月廿五日

進上 御奉行所見了

御書判

⑦

美濃国郡上郡御家人驚見藤三郎忠保申去ル晦日□ 二条御宮殿

属御手至五条大宮竹田追懸□ 随分軍忠畢然者早賜御證判為備

向後之龜鏡粗所勤如件

建武三年七月三日

進上御奉行所一見

御書判

⑧

美濃国鷺見藤三郎忠保事今月十日當国於關迫北野馳向御敵尾崎宮致合戦忠討留数輩御敵候畢。此条東中務丞殿并ニ土岐左京殿藏人殿代出雲公相共致合戦候之上者所見分明候歟為後證欲賜御一見状仍如件

建武三年八月十日

御奉行所

⑨

鷺見藤三郎忠保申今月十三日馳向八代城致合戦忠之處一族孫四郎被疵左頸骨射疵若党弥三郎被疵右頸足訖是等之子細同時合戦之間東中務丞土岐左兵衛藏入殿出雲公令見知畢見言上同時合戦之間不及子細候且御證判為後日龜鑑言上如件

建武三年八月日

藤原忠保

進上 御奉行所

藤原氏実ハ肥後守改姓餌取氏

鷺見庄左衛門 大坂手柄 鷺見藤左衛門

鷺見六郎左衛門 飛騨国合戦高名 鷺見伊賀守

鷺見忠左衛門 慶長二年八幡ニテ討死 甚内

(實際は慶長二年ではなく慶長五年八幡城の戦い)

写しには系図の線が描いてないので関係が不明。

美濃国郡上郡鷺見大鑑

鷺見殿ご出生を尋奉るに、大宮殿次男土岐磨殿と申す。

承久三年七月朔日御出生御遊ばされ、其後の御官名武蔵権守兼大和判官藤原頼保と申す。其節は禁裏天下の時と雖未だ關東北条家平治せざる故に諸国騒しき事言ふに不忍。然るに今帝御堀川天皇正月二日の御夢にいわく。是より北國に向いて不思議の鷹の巢籠りを成り御夢覚めにけり。それより百官を集め朕が父□貞本位高倉天皇の子六波羅之為愛子為貞朕に於て叔父なり行方不知思ふに是鷹司式部其節より是又行方不知是神妙之夢の告なりと覺へ仍而今度大宮武蔵を以て鷹の巢の在処を尋ぬべしとて供人三十六人にして美濃国へお越しなされ忠節村に至りて渡船を申付け渡らせ候。川中にて鷺の羽流れて見えければ権之守御不審に思召御手自ら拾い上げ見給へば白ほの羽長さ四尺七寸(一七八cm程)其内に金色の八幡と申文字と一首の歌あり。〴〵睽が身はかの山

□とひとしくて雲や霞の中にこそ住めし

此河上に疑なしと思召、夫より郡上郡お尋ね上り成され、夫より其の羽を小野村に預け置き給ひ。今の八幡宮社は是なり。扱(さて)それより御手分け成され明方筋小駄良筋御尋ね、頼保朝臣は御勇気強く上ノ保をお尋ね上り給ふ。神路村に御泊りなされ、その夜神の御告げにいわく。此の川上に雲ヶ嶽という高山有り。急ぎ尋ね上り勅意を叶へよと夢さめにけり。それより御立出なされ、扱(さて)頼保公芥見庄岩高村に御泊り給ひて彼高山の様子お尋ね中、蒲田三郎治、山口才三郎兩人出来て、私共は元雲ヶ嶽の山林之者なるが此頃雲ヶ嶽にて鷲の鳴声仕候。又不思議なる事共種々御座候。此頃山狩人と言ひて熊を猟しするもの六七人彼山へ登りけるに岩穴の上に美しき衣類装束つけたる髪も結はず手足に草の足袋を履きたる若き男を顔の恐しき三拾計りの男、鎧具足を岩穴にかざりて刀にて木を伐り熊肉の如き物を若き男に振舞いて自らにも之を食ひ、彼漁師共に我等は盗人にあらず。其方共の邪魔になる事はなき段ゆめゆめ他人に告るなど

一種の寶を取出し、彼漁師に呉れ候。其品物は才三郎方に有るが何歟判り申さず候ト申上候へば権守殿供人に御用達するは近くなるべし随分忠勤すべし。夫より山口才三郎、蒲田三郎治案内にて雲ヶ嶽へお尋ね上り給うなり。扱鷲の鳴声かすかに聞(き)給ひ。又三丁ばかり行き給ひ。慥(たし)かに又二声。権守殿此の谷奥にうたがいなしと思召(し)。又夫より小二声、大二声と申す所にて御休み給ひ。いよいよ谷ふかく尋ねんとおはしめし、驚見る小屋を懸ヶ給ひ其所今小城と申すなり。不思議なる哉鷲の羽二羽落て、是をお拾い給ひて此処に又小屋掛給ひて、夫より大羽落と申すなり。其の間日数積りて五日に及び、扱鷲の有かも今に見えず。草木茂り道通用もなりがたし。然る所に岩高村蓑島小左衛門と申す者御迎に百姓三人連来り。小左衛門権守殿へ申す様は鷲の有(あり)かなく心配奉り御迎に参り候由申上候。頼保公仰せられ候には、たとひ日数五七日なり共鷹の有所見届け申さず候内はと仰せられ候。又小左衛門申上候には深山谷深く殊更山口蒲田等申上候通り装束美しき宮侍世を忍び候

者なれば暫く御退(しり)き安否は密使を使わされ候方宜敷方々
以て御退屈有可く御座候へば、一先づ岩高村辺迄御帰り遊され
候へと言上す。然らば汝等の申す通り一先ず帰り申すとて口中
に示談遊ばされ、松下、最上、竹田、今出川等の者を残し給ひて
小左衛門諸共下屋敷處と申す所より尾伝いに七くらがり谷に通
り岩高村よりお帰りなされ、其時より迎鷲見村と申すなり。権
守頼保公殿暫く御逗留あつて其節に山口才三郎川尻定助兩人飛
脚に参り、御前に向かひ四日以前より雲ヶ嶽に煙登り候。其辺
より八分目に当たり赤色の旗に似たるもの見え申し候。折節鷹
の声仕り候と申上げれば頼保公御頼なされ、人足六拾四人御召
連御上りなされ、夫より弥つか尾大清水と申す所大いなる庵を
作りて、夫より人足に申付け雲ヶ嶽道を伐り開き、弥(いよいよ)五
月上旬御登山なされ候。則ち今大屋と申す所なり、同日鷲の巢
を御見立てなされ、弥(いよいよ)鷲を御見つけなされ、諸神を拝礼
し、都の方に向ひて祝言申し奉られ、巢の内を伺われ候に、岩石
の穴形の内に年ごろ二十三年位の顔色清く眼立人を射る麗し

き人あり。其の下人共覺しき大なる男一人あり。夫を見るより
頼保公礼儀を正し恭しく夫におはするは憚り乍ら当今上帝の
伯父為興親王におはすなり。又傍らなるは鷹司殿には候はずや。
我は今度勅命を受けてはるばる都より尋ね上り候大宮武蔵頼保
に候。ゆめ御敵などと御疑ひ遊ばされず早々都へ御供仕り今上
の御叡慮を安んじ給へかしと言上有ければ、何分當時の世の中
賊類悪人共都を責め自らとても勘当の身に有らざるも関東方の
逆賊身を苦しめ身のなるべくも非れば鷹司が情にて今日迄鷲の
巢籠りとなぞらえてこの深山に隠れしなり。勅命普天に渡る上
は何をか辞退もなるべきか。先々頼保とやらん鷹の餌取つてい
ませよとさも有難き御定命。夫より下々侍や供の人足夫々に御
言葉掛けさせ給いにけり。夫より長柄の鎗を出し給へば不思議
なるかな大石付と申すもの更になし。又鷲の一羽を御形見を出
させ給ひしに是又更になき故に兎角都へは帰り申されず候と六
月二十三日に都へ権守同道入洛遊ばされ候。其翌月十五日大宮
氏を改め鷲見たる因縁にて鷲見と改め名字を家と給りて鷲見家

保と改め、元長三年（建長なら一二五一年）五月一二日今上帝叔父御迎ひの賞に美濃国芥見ノ庄内川東川西永代鷺見氏に知行なされ千二百三石と云う下しなされ候。鷹の御飼料に為興親王家よりは向鷺見村の内を給はり、御城御普請なされ、其時の御普請御見分御役人稲葉大膳に仰せ付けられ、同五年（一二五三年）八月三日に御城出来仕り候。

其後建武三年（一二三七年）六月二十五日に飛驒美濃御境御立てなされ候時に、飛驒国山下豊前守、河尻備中守、美濃国より鷺見加賀守並びに遠藤大蔵正、鷺見村より百姓五人御立合の上にして鷺見ヶ上野の境抗御立なされ候。其時鷺見加賀守灰五百表、河尻備中守より糶糠千表御埋成され、両国境御出来仕ものなり。天正二年（一五七二年）。實際は慶長五年一六〇〇年のこと）稲葉大膳殿遠藤殿を御せめの時、金森殿遠藤殿を御加勢、飛驒国御出立成され候。白川口より美濃国へ出陣成され候。其時山下豊前は金森殿と意趣有故、まちや白川に構へ、其時より町屋村と申なり。

金森殿長瀧寺へ御斬入成され候。其時稲葉左兵衛と申す者元来美濃国の者なりしが金森殿に奉公致し畑佐口より討入早馬に乗り、鷺見ヶ上野一ノ久手谷にて出合金森殿は其時三ノ谷にて馬より御下り成され候而、白山大御前を押し給ひ。夫より伏し押しみと申すなり。其日午刻より雨頻りにて谷々大水出て鷺見川上之谷々両所大水故に鷺見川出合に群兵共並立いたり、金森殿少あとなり。

先手の騎大将に金森市左衛門と申す者大将深川無用の至りなりと三木甚右衛門夫に立止したくにて大将に出会、夫より金森駒の鞍を掛け直し住屋尾傳ひに中切村より御出なされ、金森市左エ門是程の小谷に水深ければとて馬に乗り向の岸へ渡りけり。夫より軍兵共是を見て一度に我も我もと向岸へ泳ぎける。其時より惣泳ぎとは申すなり。市左衛門保木へ懸り見れば橋替し落として有り。夫より市左衛門は軍兵引連れて八屋より尾伝いに小二聲へ出給ふ。

其時向鷺見村そのいこんゆえかたきしに道筋の百姓の家二火を

懸け焼払ひ、長瀧寺池之坊と申す寺に御泊り成され、池の坊案内にて八幡尾崎山に御陣ヲ御取り、霞ヶ城を弓矢引給へば、驚見忠左衛門殿五十騎にて大手を防ぎ給ふ。忠左衛門の軍矢尽きたりければ軍兵一々討たれ自身も数か所之疵を負ひ、山下家内家老、甚内以上三人は八幡桜町大阪の保木にて粥川左兵衛へ渡り合い鎗下にて手を合わせ兩人組討の勝負、忠左衛門殿御運よわく甲の鎖切れ粥川六郎助に入り敵は兩人甚内早腰をぬかし忠左衛門殿六郎鎗下にて討死成され候者也。其時餌取佐助同作助討死す。

忠左衛門殿御寺は長瀧寺本覚坊東前谷村にて寺領二十老石給わり、下末寺岩高山に有り。無元寺と申て真言宗なり。此時御取おき無元寺にて行ひ給ふ。阿たご七人塚此時より人申也。向鷲見村権現様本地は富士権現なり。正ヶ洞村牛頭天王ハ朝鮮陣之時京都祇園より移し給ふ。神領拾貳石也。

慶長年中、忠左衛門討死。同十月正ヶ洞餌取弾正と申す者忠左衛門殿討死と聞くより急ぎ御城柳の丸へ乗込候。其留守役人松

下五左衛門と申者下屋敷ニテ留守相勤め、弾正城へ乗込候由(よし)承り無念の至り、然れ共無手に渡すべきに非ず、弾正を討止めんと心懸け、其日四ツ時より柳之丸へ行き、弾正殿御城望みの由御尤に存じ候。手前牢人の身御座候へば日永に御座る。今晚暮をうちに参る間御燈火の用意成されかしと申す。弾正本より望なれば御越と堅く契約致し、其夜暮方に柳の丸へ五左衛門今昼の御約束通り参り候と申す。弾正燈火をさすかにて拵へ候所へ何事なく斬懸ル。弾正持たるさすが(山刀)にて受け外し五左衛門は其用意、弾正は油断故、五左衛門に髮先眉間をしたたかに斬はつられ其刀にてわきつばを貫き弾正は遂に討死す。その時弾正女房男二人乳人以上四人城に火を懸け五左衛門オロオロといたせし内に、郡上赤谷岩と申所にて落岩のはざま隠れ居給ひ。其後切立村西入坊と申す者彼姫に出会い、扱も是は如何なる人ぞと尋ねければ、彼姫手を合せ、西入坊を頼み給い。御供致し切立村御堂ノ内に隠し置ければ、それを松下五左衛門聞及び、西入坊へ尋ね行き、弾正女房を出せと名乗りける。其時彼坊

男子のふぐりを後へまわし高窓より差出し、侍の女に目を懸給ふ事無用の至りなりと申しければ五左衛門向鷺見村へ帰りけり。

朝鮮陣の事

一鷺見長門守朝鮮陣の時、二百六十騎にて御越遊さ

れ岩瀬城にて比類なき御手柄成され、其時こあやといふ打物奪取り、日本へ帰国なされ、都帝王へ上げ給い、数乃御褒美給はり候。翌年鷺見殿大番の役当り、長門守殿供人百三十人召にて出給ふ。伊勢御参宮其外家老引連れ先々に行給ふなり。長門守殿は長谷越に行給ふ。大和の三輪の久保といふ山通り給ひし時、不思議なるかな十八九計なる童一人大木の下に寝て居る所、是をいわばみ目を懸け、かの童を食はんとする。然る所わっぱ腰より山さすが自らぬけ出でいわばみを防ぎける。いわばみ彼の腰の物に恐れ山へ行にけり。長門守是を見て童を頼み給いて御主の岩切丸という腰物とかへ給ふなり。(長門守は鷺見朝保で行保の子。村史には彦右衛門とあるが、この大鑑によると庄左衛門に当たり、藤左エ門はその子ではないか)

長門守殿御料理の事

其後正月十五日、大番御振舞之時、鷺見殿腰之物を見給ひ。せんだんの鞆に藤の皮にて巻きたる柄なり。国々諸大名鷺見殿に手を取らせん為、十五日の御料理長門守殿へ申付給い。鯉の中へまなばしを差入まな板に載せ出し給ふ。長門守殿之をすきやきに仕給へと仰付られ給ふ。畏(かしこまり)候と、まなばしを取直し、覚えすき切に仕給ふ。鷺見殿料理骨すき申さず候間、此儘召上り給へと差出し給へば諸大名身の毛もよだちて我も我もと引にける。

鷺見殿十九代に合戦に出立給ふ事五十七度

禁裏官位拾三代也。(守とか左衛門とか)

一鮎走村寺領の事。美濃國飛驒國兩國ニテ千九百拾七石也。堂数みふねまで二十八ヶ所。祢宜数拾五ヶ所、太夫名三ヶ所、坊主四ヶ寺法相宗と天台宗なり

獨礼^並御紋御免之寫

鷺見大屋九兵衛

獨礼第一番御由緒有之候二付

御紋角けんびし御免

向鷺見村 蓑嶋藤四郎 けんびし御免

正ヶ洞村 長右エ門 亀甲に鷹ノ羽

同村 与三左衛門 立鷹ノ羽

中桐村 下牧口戸 角に鷹ノ羽

御両 重兵衛 丸に鷹ノ羽

此六人の者共朝鮮陣の時、御供仕り忠節多き者共故

朝鮮陣のことについては、遠藤慶隆は百余人の兵で出兵している。鷺見郷からは六人ということか。

故惣礼の分

一切立村 二人 嶋作右衛門 下地善十郎

一向鷺見村役四人 鷺見孫七 同小田切藤助

以下四人百姓 和田太郎右衛門 岩井十郎

松村庄次兵衛 杉沢與七郎

西洞村式人 中村藤七 小井沢太郎

鮎走村八人 田島助右衛門 森忠助 田中助六

増戸惣左衛門 寺田與八郎 中谷與太郎

前田三郎左衛門 増戸孫左衛門

合十六人

鷺見山は七ヶ村にて十二名。鮎走祢宜八名は寺山なり

是八名八十二名外也。山方墨付は其村々にて渡置候也。

(毎年一月一五日に館で年賀の挨拶に伺ったのであろう)

御代 権守殿より加賀守殿まで五百七十歳

加賀守より忠左衛門殿まで八百九十三年

一鮎走村寺領時は永銭高一石二付何百何拾文と遣(つかわ)し候

其節 森口宇太夫

神田代官 松山小兵衛

一飛驒年貢 葦板五十駄 永銭八拾七文納

但二季勘定にて鷺見藤左エ門寺領分裁許に鷺見殿より遣られ給

ふ。

其御礼として祢宜坊主より永銭八貫文宛献上候也。

鷲見大鏡代々

写置

森保 (花押)

(森は上下が逆で、しばしばこういう書き方をするという)

課題

- (一) これともう一つの鷲見大鑑を比べてみよう。異なる部分が多いのに、不思議なことにより詳しく様子がわかる。
- ・こちらの物語のテーマは「鷲の巣籠り」。鷲が巣の中にこもっていること。鷲見大鑑の方は鷲退治の話である。また「大石打ちの羽」は出てこないが、槍の「大石付き」が無かったと書いてある。「大石付き」が「大石打ちの羽」に変わったと読める。二つの物語はこれで繋がっている。
 - ・後半は長門守朝保のことが中心。朝保は誰なのか系図を調べてみよう。

- (二) 「八幡城の戦い」を八幡町史で調べて比較すると面白い。この戦いは遠藤氏が稲葉氏を責めたのだが、後半は稲葉氏が攻めていて混乱する。この物語は稲葉が攻めたと書

いてある。

- ・金森氏は白川口と坂本口の両面から郡上に入っている。飛騨から攻めて来たのは二回。穴洞村文書にある内ヶ島氏の時と対比できる。白川街道を通ったのか。地名との関連が面白い。
- ・忠左衛門は遠藤氏の家老なので実際は攻め手だが守り方で書いてある。
- ・五人塚の記事と比べてみよう。稲葉左兵衛や餌取作助が登場する。「霞ヶ城」とは八幡城のこと。

- (三) 向鷲見村の「富士権現」のことが書いてある。

祭神はコノハナサクヤ姫尊のはず。実際に女性と思われる神像が一体ある。

- (四) 最初の文書の「栗田口大納言平光盛」は実在の人物。平頼盛の三男で、頼朝を助けた池禅尼(祖母)の縁で鎌倉幕府とのつながりの中で出世している。ただし安元2年には4歳。「御家臣芥見左小弁」が誰であるかは興味深い。